

横浜市下水道条例等の一部改正について

平成 25 年 4 月 1 日

下水道法施行令が改正され（平成 24 年 5 月 25 日施行）、特定事業場からの公共下水道への水質基準に 1,4-ジオキサンが追加されました。これを受けて横浜市では、横浜市下水道条例及び横浜市下水道条例施行規則を改正し、次のとおり、1,4-ジオキサンに関する規定を整備したのでお知らせします。

1 改正の概要

(1) 除害施設設置基準（条例第 6 条関係）

1,4-ジオキサンについて、次の表のとおり、除害施設設置基準を設定しました。これにより、直罰基準の対象とならない場合でも、除害施設設置基準が適用されます。

項目	直罰基準	除害施設設置基準
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下 (*1)	0.5 mg/L以下

(*1) 経過措置として、一部の業種には一定期間、水質汚濁防止法に基づく暫定基準が設定されています。

(2) 水質の測定（規則第 16 条関係）

1,4-ジオキサンの水質の測定の回数を、次の表のとおり、トリクロロエチレンと同等にしました。1,4-ジオキサンを使用される場合は、適正な回数での測定をお願いします。

水質の項目	測定の回数
トリクロロエチレン	1 箇月を超えない排水の期間ごとに 1 回以上
テトラクロロエチレン	
・・・	
1,4-ジオキサン	

2 施行期日

(1) 除害施設設置基準 平成 24 年 11 月 25 日

(2) 水質の測定 平成 25 年 4 月 1 日